

## 最近公布した条例のあらまし

公布日 令和元年11月6日

厚木市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院総務課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、同法を引用している部分を改めるため、所要の措置を講ずることとした。（第6条関係）</li> <li>2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。</li> </ol>	

公布日 令和元年12月20日

厚木市公共下水道事業の設置等に関する条例	下水道総務課
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、厚木市公共下水道事業（以下「公共下水道事業」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとした。（第1条関係）</li> <li>2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置することとした。（第2条関係）</li> <li>3 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、公共下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和2年4月1日から適用することとした。（第3条関係）</li> <li>4 経営の基本について、次のとおり定めることとした。（第4条関係） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共下水道事業は、常に企業としての経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないこととした。</li> <li>(2) 公共下水道事業の区域、計画人口及び計画汚水量は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画によるものとする。</li> </ol> </li> <li>5 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とすることとした。（第5条関係）</li> <li>6 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とすることとした。（第6条関係）</li> <li>7 法第34条の2ただし書の規定により、公共下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとした。（第7条関係） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公金の収納又は支払に関する事務</li> <li>(2) 公金の保管に関する事務</li> </ol> </li> <li>8 公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次によることとした。（第8条関係） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 負担付きの寄附又は贈与の受領</li> <li>(2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円（保険金等により、その損害賠償の額が補填されるものにあつては、当該保険金等の額に100万円を加えた額）を超えるもの</li> </ol> </li> </ol>	

<p>9 業務状況説明書類の作成について、次のとおり定めることとした。(第9条関係)</p> <p>(1) 市長は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年度の5月31日までに作成しなければならないこととした。</p> <p>(2) (1)に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならないこととした。</p> <p>ア 事業の概況 イ 経理の状況 ウ ア及びイに掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項</p> <p>(3) 市長は、天災その他やむを得ない事由により、(1)に規定する期日までに(1)に規定する書類を作成することができなかつた場合は、速やかにこれを作成しなければならないこととした。</p> <p>10 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。</p> <p>11 厚木市特別会計条例(昭和39年厚木市条例第12号)について、厚木市公共用地取得事業特別会計の設置に係る改正を行うこととした。</p>	
<p>厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員課</p>
<p>1 厚木市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の措置を講ずることとした。(第1条関係及び第2条関係)</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員課</p>
<p>1 常勤特別職職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の措置を講ずることとした。(第1条関係及び第2条関係)</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>職員課</p>
<p>1 一般職職員及び特定任期付職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿った改定をするため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市職員の給与に関する条例(第1条関係及び第2条関係)</p> <p>(2) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第3条関係)</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
<p>厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>福祉総務課</p>
<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害弔慰金等の支給に関する事項について調査審議するための附属機関を設置するほか、所要の措置を講ずることとした。(第15条関係、第16条関係及び第17条関係)</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年厚木市条例第16号)について、附属機関の委員に係る規定を加えるための改正を行うこととした。</p>	

厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	環境事業課
1 動物の死体の処理に係る手数料の額を改定するため、所要の措置を講ずることとした。(別表関係) 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。	
厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	下水道総務課
1 市街化調整区域に公共下水道を設置するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づく分担金に関する規定を設けるほか、所要の措置を講ずることとした。(第1条関係、第3条関係、第5条関係、第9条関係及び別表関係) 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。	
厚木市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例	下水道総務課
1 公共下水道使用料の減免に関し、その適正化を図るほか、所要の措置を講ずることとした。(第12条関係及び第13条関係) 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。	
厚木市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	交通安全課
1 新設する市営自転車等駐車場の名称、位置及び駐車料の額を定めるとともに、他の市営自転車等駐車場に係る駐車料の額を改定することとした。(第2条関係、別表第1関係及び別表第2関係) 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。 3 この条例による改正後の厚木市営自転車等駐車場条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができることとした。	
厚木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び厚木市下水道条例の一部を改正する条例	消防総務課 下水道総務課
1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 (1) 厚木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(第1条関係) (2) 厚木市下水道条例(第2条関係) 2 この条例は、公布の日から施行することとした。	
厚木市立野外ステージ条例を廃止する条例	公園緑地課
1 厚木市立野外ステージを廃止することとした。 2 この条例は、令和2年5月1日から施行することとした。	

公布日 令和2年3月19日

厚木市役所位置設定条例の一部を改正する条例	企画政策課
1 市役所の移転整備を行うため、所要の措置を講ずることとした。 2 この条例は、規則で定める日から施行することとした。	
厚木市印鑑条例の一部を改正する条例	市民課
1 成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、所要の措置を講ずることとした。(第2条関係、第5条関係及び第14条関係) 2 この条例は、公布の日から施行することとした。	
厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	行政総務課
1 新たな附属機関を設置するため、所要の措置を講ずることとした。(別表関係)	

<p>2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）について、附属機関の委員に係る規定を加えるための改正を行うこととした。</p>	
厚木市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局
<p>1 選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出できるようにするため、所要の措置を講ずることとした。（第3条関係）</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市選挙公報の発行に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用することとした。</p>	
厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	職員課 病院総務課
<p>1 本市の財政状況等を踏まえ、常勤特別職職員の給料の額を減額するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>（1）厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第1条関係）</p> <p>（2）厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）</p> <p>2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。</p>	
厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 本市の財政状況等を踏まえ、職員給与の減額措置を継続するため、所要の措置を講ずることとした。（附則第15項関係）</p> <p>2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。</p>	
厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の措置を講ずることとした。（第5条関係）</p> <p>2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用することとした。</p>	
厚木市手数料条例の一部を改正する条例	財政課
<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請等に対する審査手数料の算定方法の一部を改めるほか、所要の措置を講ずることとした。（第2条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとした。</p>	
厚木市市営住宅条例の一部を改正する条例	住宅課
<p>1 市営住宅の入居に当たり、保証人を不要とするほか、所要の措置を講ずることとした。（第11条関係、第19条関係及び第40条関係）</p> <p>2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。</p>	
厚木市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例	生活環境課
<p>1 小規模水道の水質検査等に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずることとした。（題名関係、第1条関係、第2条関係、第9条関係、第12条関係から第15条関係まで及び第17条関係）</p> <p>2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。</p>	

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
<p>1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料軽減の基準となる所得金額を引き上げるため、所要の措置を講ずることとした。（第19条関係）</p> <p>2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度までの年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。</p>	
厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
<p>1 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して傷病手当金を支給するため、所要の措置を講ずることとした。（第5条関係、第6条関係、第7条関係、第7条の2関係及び第8条関係）</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例第7条の2の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以降の規則で定める日までの間に属する場合に適用することとした。</p>	
厚木市建築基準条例の一部を改正する条例	建築指導課
<p>1 長屋の用途に供する建築物に係る耐火の制限の一部を緩和するほか、所要の措置を講ずることとした。（第28条関係、第36条関係、第50条関係及び第54条関係）</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p>	

公布日 令和2年3月31日

厚木市介護保険条例の一部を改正する条例	介護福祉課
<p>1 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の措置を講ずることとした。（第3条関係）</p> <p>2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。</p>	
厚木市建築基準条例の一部を改正する条例	建築指導課
<p>1 国土交通省告示の一部改正に伴い、同告示を引用している規定を整理するため、所要の措置を講ずることとした。（第28条関係）</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p>	
厚木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防総務課
<p>1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、同令を引用している規定を整理するため、所要の措置を講ずることとした。（附則第4条関係及び附則第5条関係）</p> <p>2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。</p>	

公布日 令和2年5月8日

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 新型コロナウイルス感染症の拡大による深刻な経済状況を踏まえ、市長を始めとする常勤特別職職員が率先して推進すべき財政対策の一環として、常勤特</p>	

別職職員の給料の額を減額するため、所要の措置を講ずることとした。（附則第10項関係、附則第11項関係及び附則第12項関係） 2 この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。	
---	--

公布日 令和2年5月25日

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	議会総務課
1 新型コロナウイルス感染症対策に必要な財源の確保に資するよう、厚木市議会議員の期末手当の額を減額するため、所要の措置を講ずることとした。（附則第4項関係） 2 この条例は、公布の日から施行することとした。	